

建設産業における労災等の実態と 長時間労働の解消に向けて

過労死防止学会 第10回大会 第5分科会
於：大阪経済大学 大隅キャンパス
NPO法人建設政策研究所 市村 昌利

1

はじめに～報告の構成

<報告の概要>

- 建設業は業務の性質上、労働災害の多い産業であり、過労死も発生している。過労死防止対策としては、長時間労働の削減に向けた取り組みやメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策などが進められているが、建設業における長時間労働には産業特有の構造的な課題がある。そこで、本報告では、労災や過労死等の実態を確認した上で、その要因を整理し、建設業特有の課題について検討する。

<報告の構成>

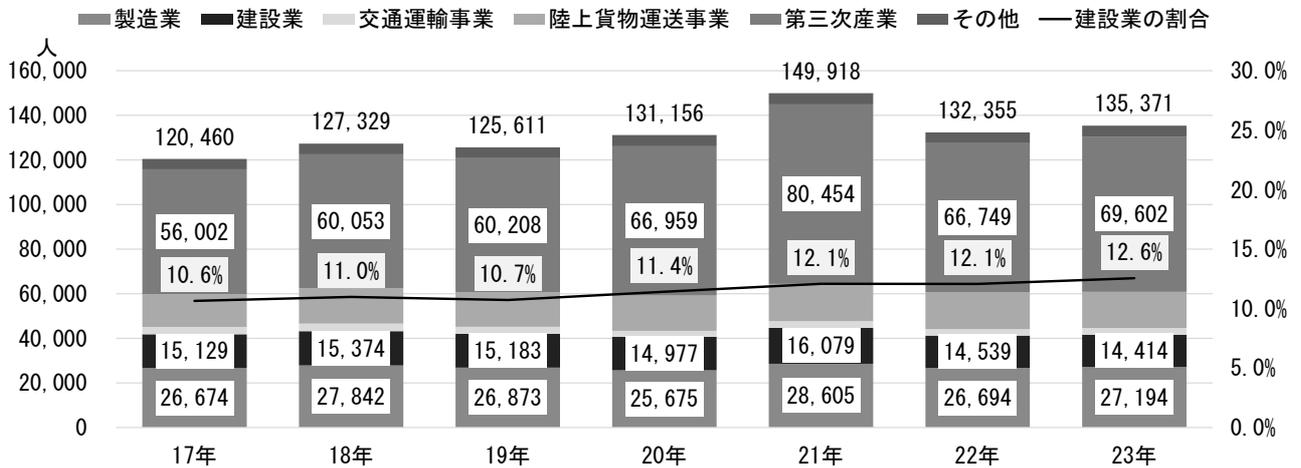
1. 建設業の労災発生状況
2. 建設業の過労死等の発生状況
3. 建設業における過労死等の特徴
4. 建設業における過労死等の事例
5. 建設業における過労死等の要因について
6. 建設産業の長時間労働発生要因の解消に向けて

2

1. 建設業の労災発生状況

- 建設業の死傷災害は1.4～1.6万件（年）程度で推移（全体の1割強）

図表1 死傷災害発生状況の推移

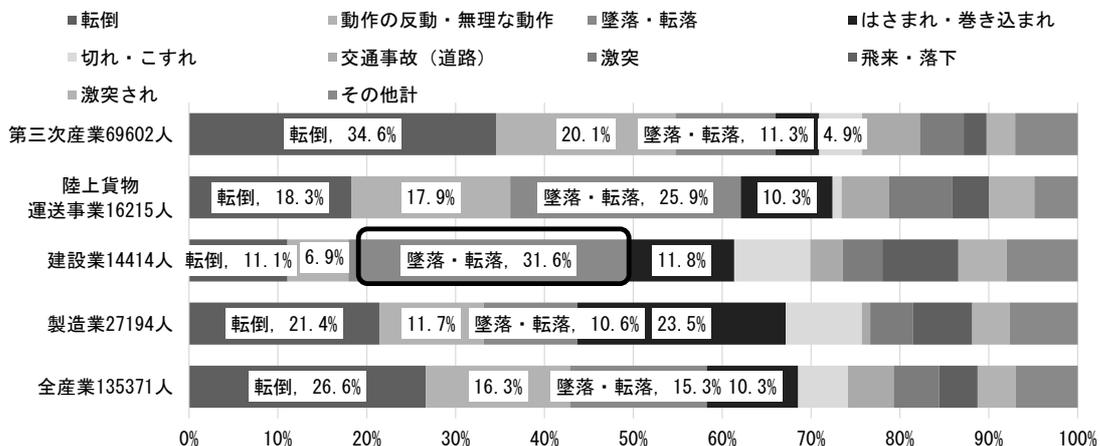


注：その他：「鉱業」、「港湾運送業」、「林業」、「農業、畜産・水産業」をその他として集計した。
出所：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「労働災害発生状況（確定）」各年版より作成。

1. 建設業の労災発生状況

- 建設業は「墜落・転落」が最多（31.6%）

図表2 業種、事故の型別死傷災害発生状況（23年）

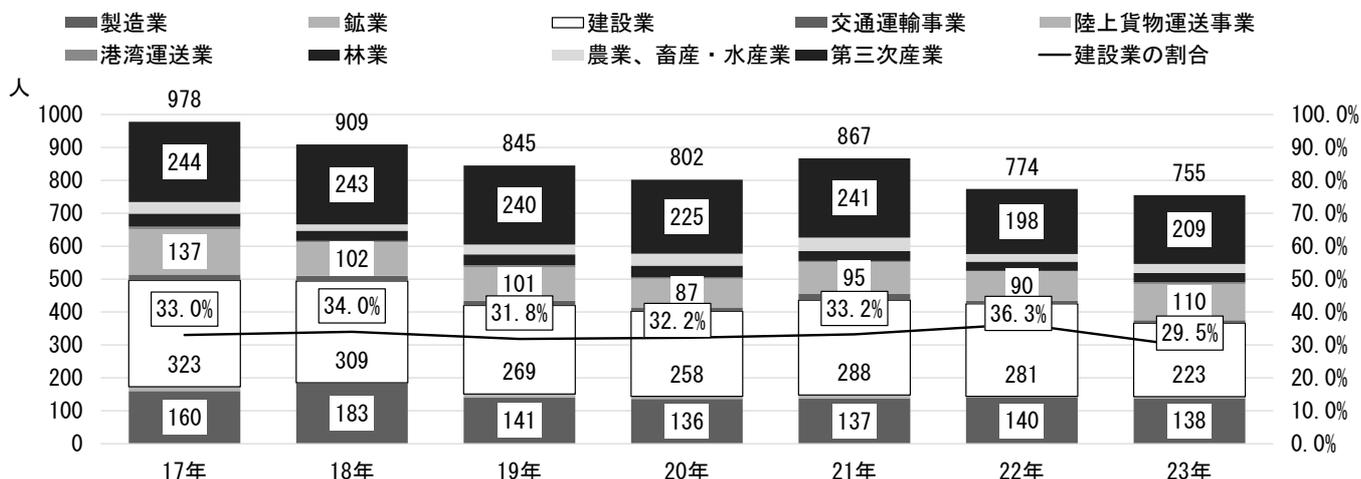


注：死傷者数の多い4業種のみ表示。事故の型は上位9つ以外はその他として集計。
出所：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「令和5年における労働災害発生状況（確定）」。

1. 建設業の労災発生状況

- 死傷災害では1割強だった建設業は、死亡災害では3割前後を占める

図表3 死亡災害発生状況の推移

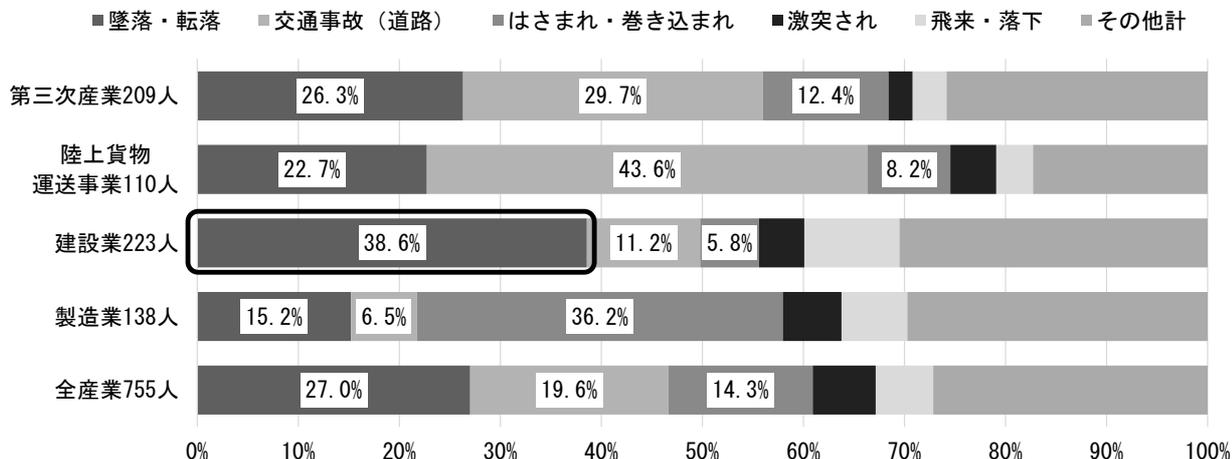


出所：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「労働災害発生状況（確定）」各年版より作成。

1. 建設業の労災発生状況

- 死亡災害の原因は業種により割合が異なる。建設業は「墜落・転落」。

図表4 業種、事故の型別死亡災害発生状況（23年）

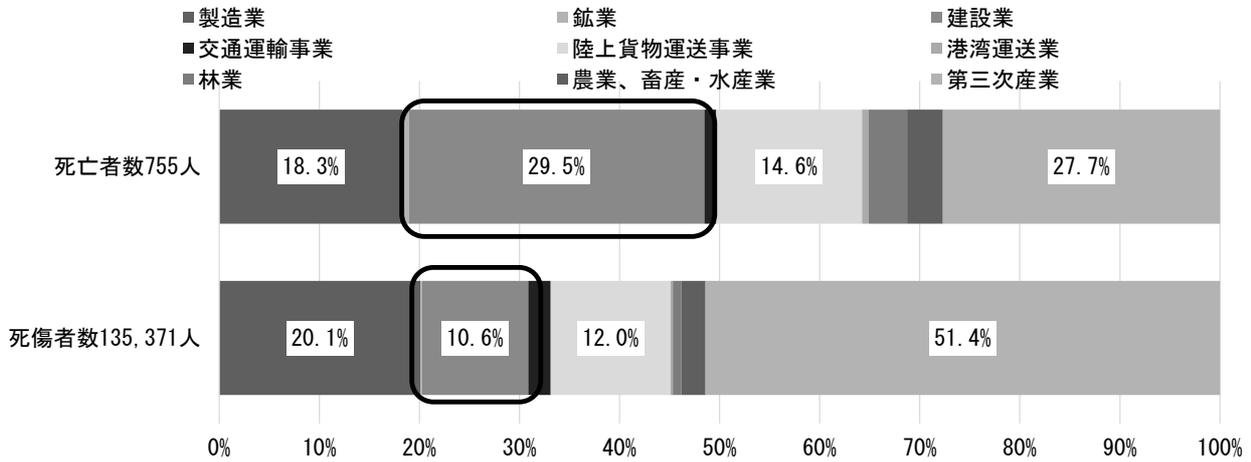


出所：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「令和5年における労働災害発生状況（確定）」。

1. 建設業の労災発生状況

- 参考

図表5業種別、死傷者数、死亡者数の全体に占める割合比較（23年）

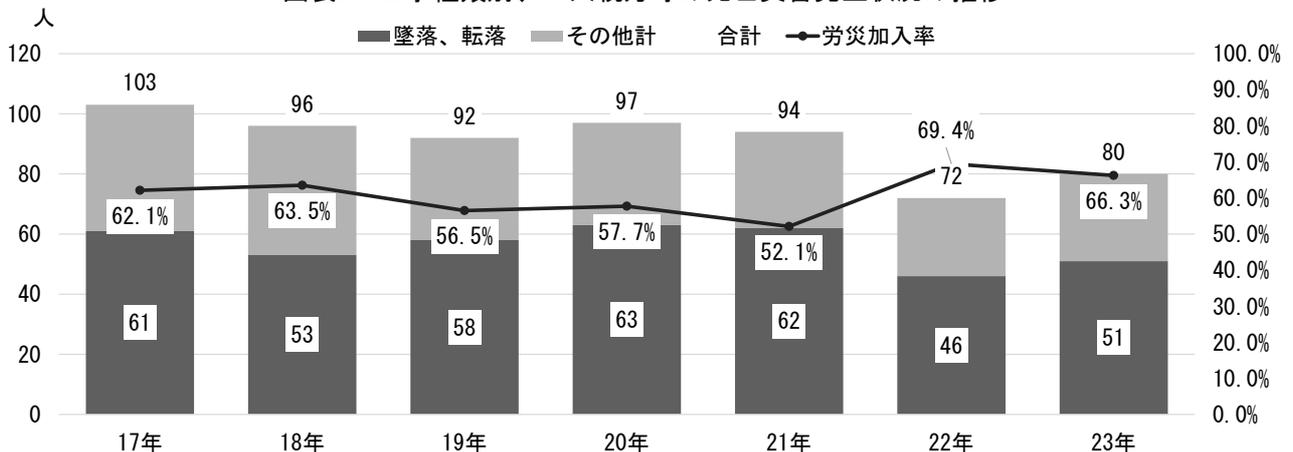


出所：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「令和5年における労働災害発生状況（確定）」。

1. 建設業の労災発生状況

- 建設業には一人親方が多く存在し死亡災害も発生。労災加入率が低い。

図表6 工事種類別、一人親方等の死亡災害発生状況の推移

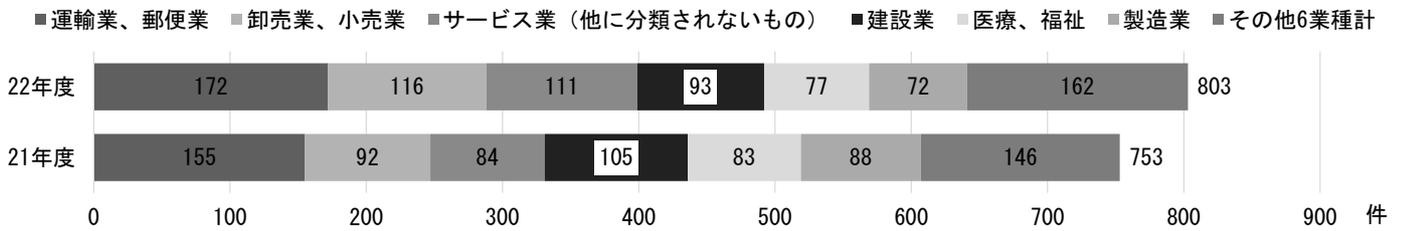


出所：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「一人親方等の死亡災害発生状況概要」各年版より作成。

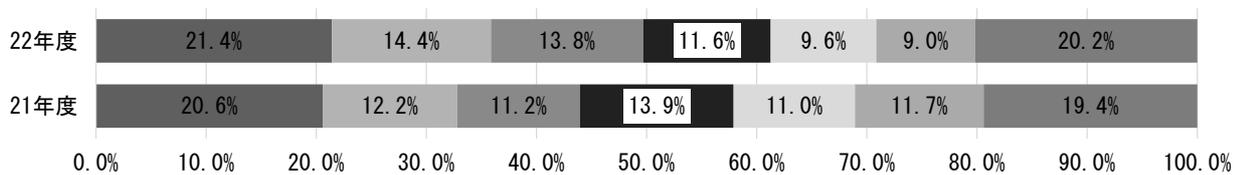
2. 建設業の過労死等の発生状況

- 建設業の「脳・心臓疾患」の請求件数割合は1割強。

図表7-1 脳・心臓疾患の業種別請求件数



図表7-2 脳・心臓疾患の業種別請求件数（構成比）



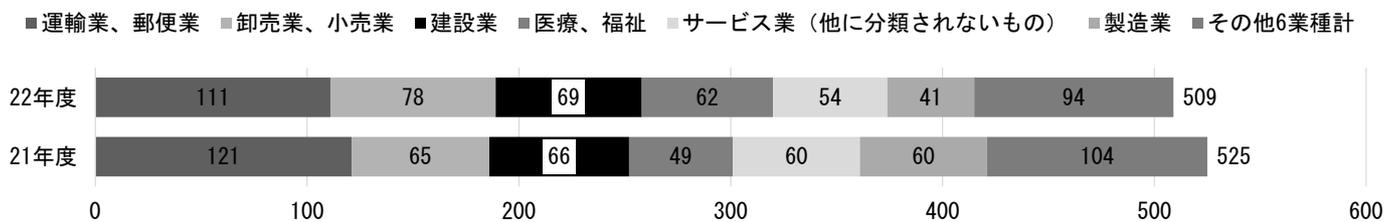
注：22年度件数の多い上位6種とその他に分類。

出所：厚生労働省「令和5年度過労死等の労災補償状況」別添資料1「脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況」。

2. 建設業の過労死等の発生状況

- 建設業の決定件数割合も1割強。

図表8-1 脳・心臓疾患の業種別決定件数



図表8-2 脳・心臓疾患の業種別決定件数（構成比）

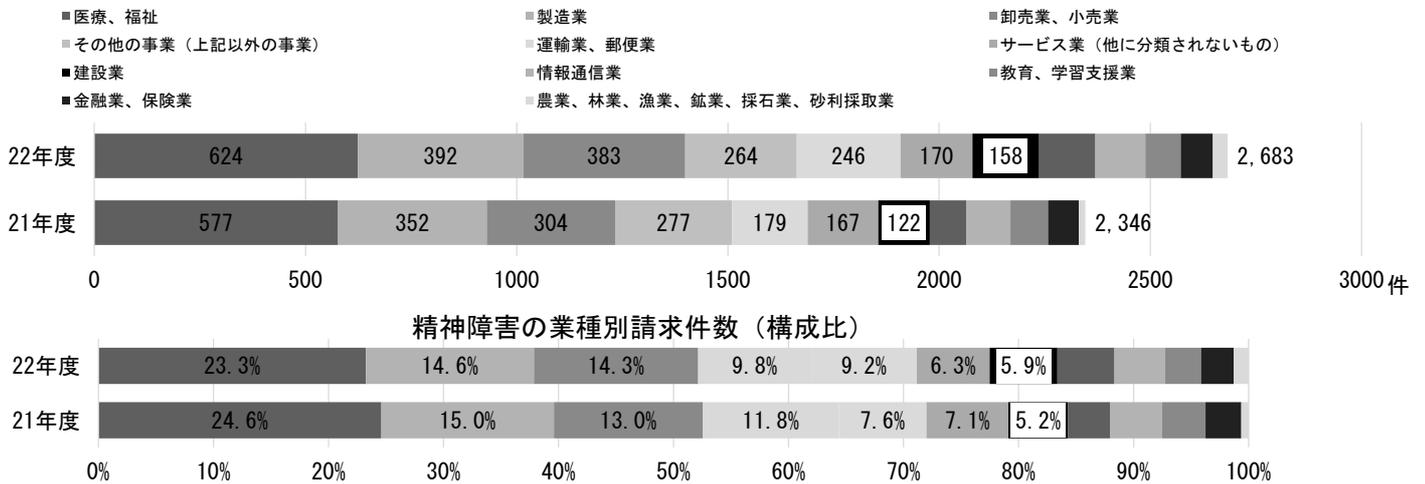


注：22年度件数の多い上位6種とその他に分類。出所：図表7に同じ。

2. 建設業の過労死等の発生状況

- 建設業の「精神障害」の請求件数割合は、5%程度。「脳・心臓疾患」よりも少ない。

図表9-1 精神障害の業種別請求件数



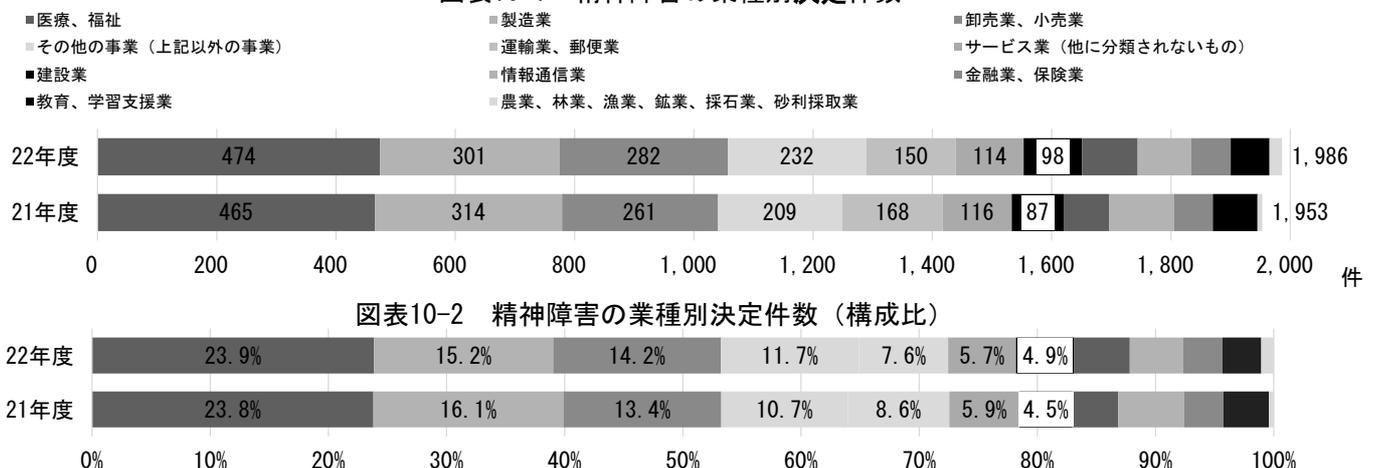
出所：厚生労働省「令和5年度過労死等の労災補償状況」別添資料2「精神障害に関する事案の労災補償状況」。

11

2. 建設業の過労死等の発生状況

- 建設業の「精神障害」の決定件数割合は、5%弱。

図表10-1 精神障害の業種別決定件数



出所：図表9に同じ。

12

建設業における労災・過労死等の被災状況の特徴

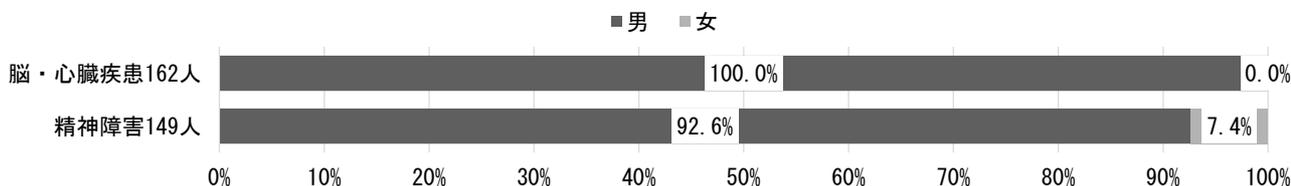
- 建設業は、死傷災害割合は1割強だが、死亡災害は約3割を占める。
- 事故原因は、「墜落・転落」が多い。
- 一人親方も存在しており、死亡災害も発生。労災加入率が低い。
- 「脳・心臓疾患」は全体の1割強、「精神障害」は5%ほどだが発生。

13

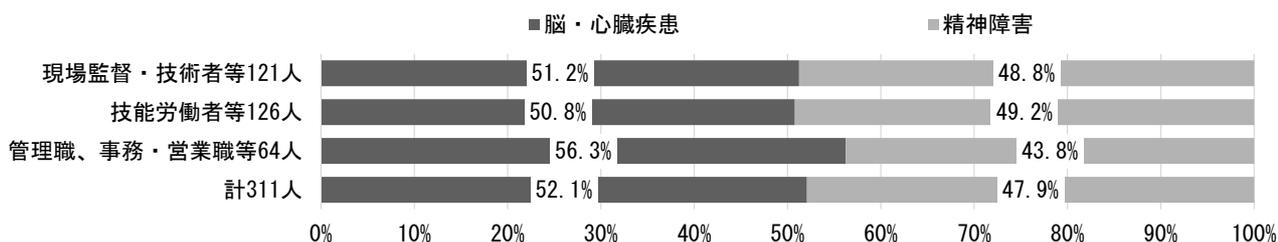
3. 建設業における過労死等の特徴

- 被災者の大半は男性（現場従事者の大半が男性である産業特性）

図表11-1 建設業における脳・心臓疾患の労災認定状況（男女別）



図表11-2 建設業における脳・心臓疾患の労災認定状況（職種別）



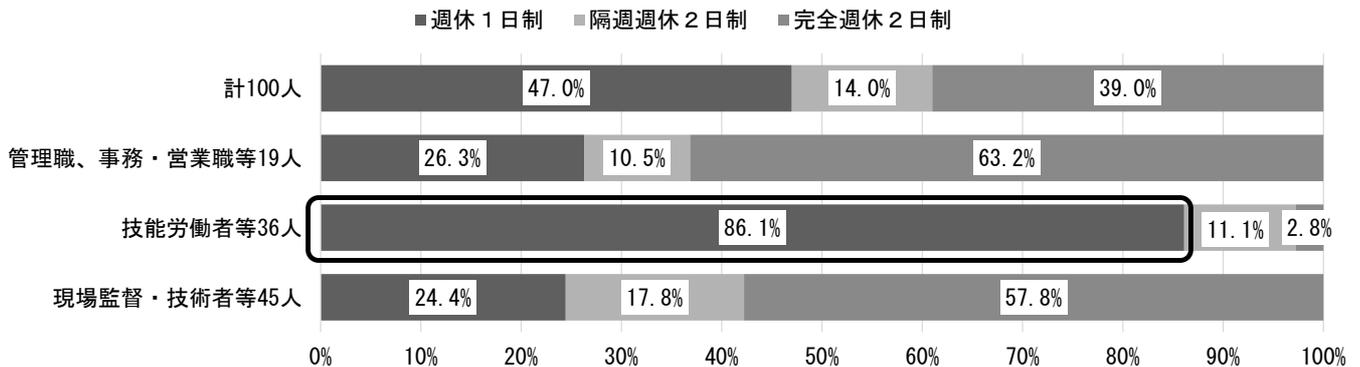
出所：労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成30年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」。
以下、この資料を中心に建設業の過労死等の特徴を抽出。

14

3. 建設業における過労死等の特徴

- 「管理職、事務・営業等」、「現場監督・技術者等」は週休2日が多い
- 「技能労働者等」は週休1日が8割超

図表12 脳・心臓疾患における労働条件等（所定休日）

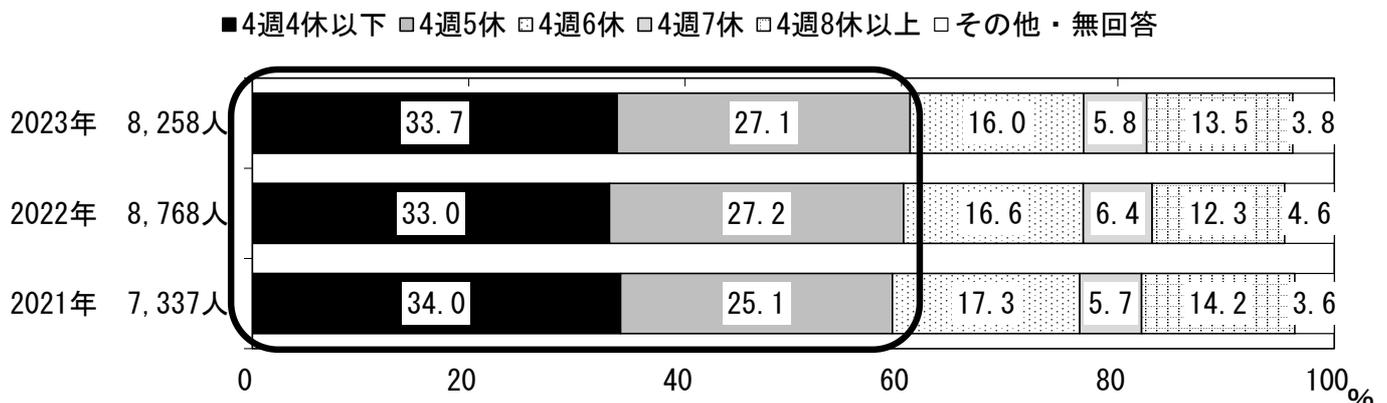


注：所定休日について「記載なし／不明」を除いて集計。
出所：図表11に同じ。

3. 建設業における過労死等の特徴

- 建設労働組合の組合員調査でも4週5休以下が6割近くを占める

図表13 4都県の現場従事者の休日実態

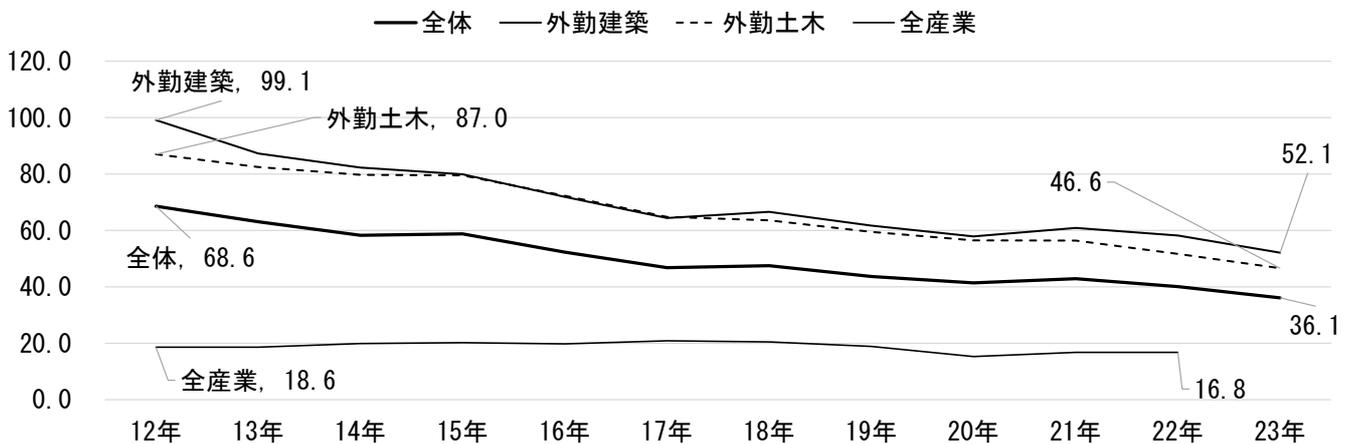


出所：NPO法人建設政策研究所「2023年・首都圏4組合員実態調査分析報告書」

3. 建設業における過労死等の特徴

- ゼネコン現場労働者のうち、「外勤」労働者の所定外労働時間は特に長い

図表14 ゼネコン現場労働者の所定外労働時間の推移



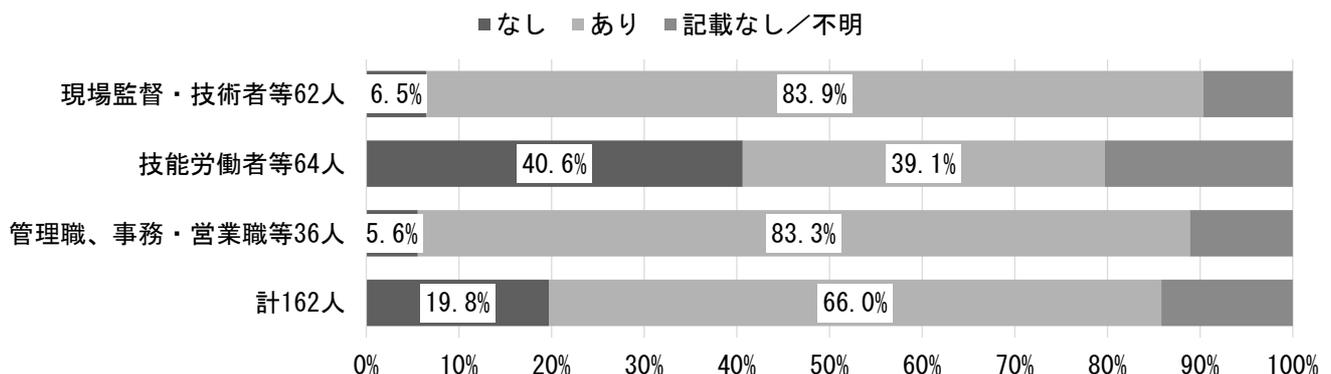
注：外勤事務、内勤建築・土木・事務、営業は除外した。全産業は、連合「2023年度労働条件等の点検に関する調査報告書」（全単組調査）より試算。
出所：日本建設産業職員労働組合協議会「2023 時短アンケートの概要」。

3. 建設業における過労死等の特徴

就業規則は・・・

- 「現場監督・技術者等」、「管理職、事務・営業職等」は「あり」が8割超
- 「技能労働者等」は「なし」が4割

図表15 脳・心臓疾患における労働条件等（就業規則）



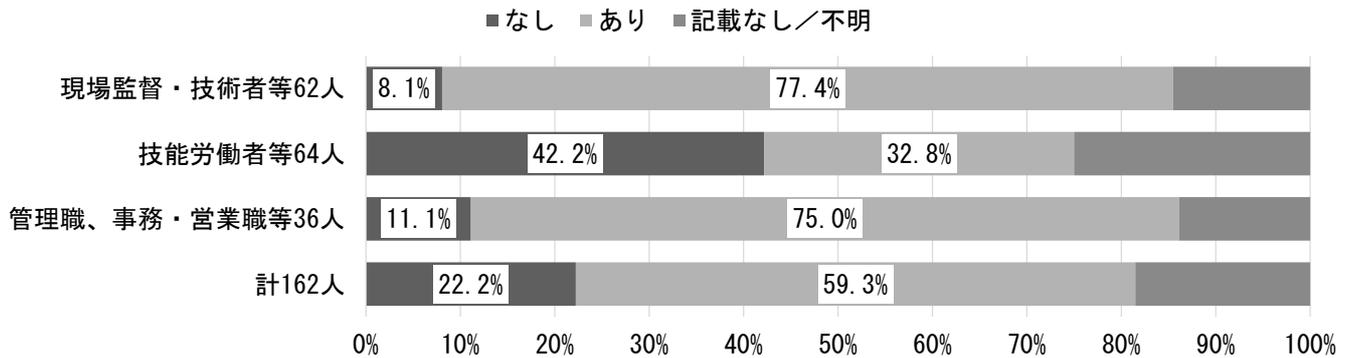
出所：図表11に同じ。

3. 建設業における過労死等の特徴

賃金規程は・・・

- 「現場監督・技術者等」、「管理職、事務・営業職等」は8割弱が「あり」
- 「技能労働者等」は4割超が「なし」

図表16 脳・心臓疾患における労働条件等（賃金規程）

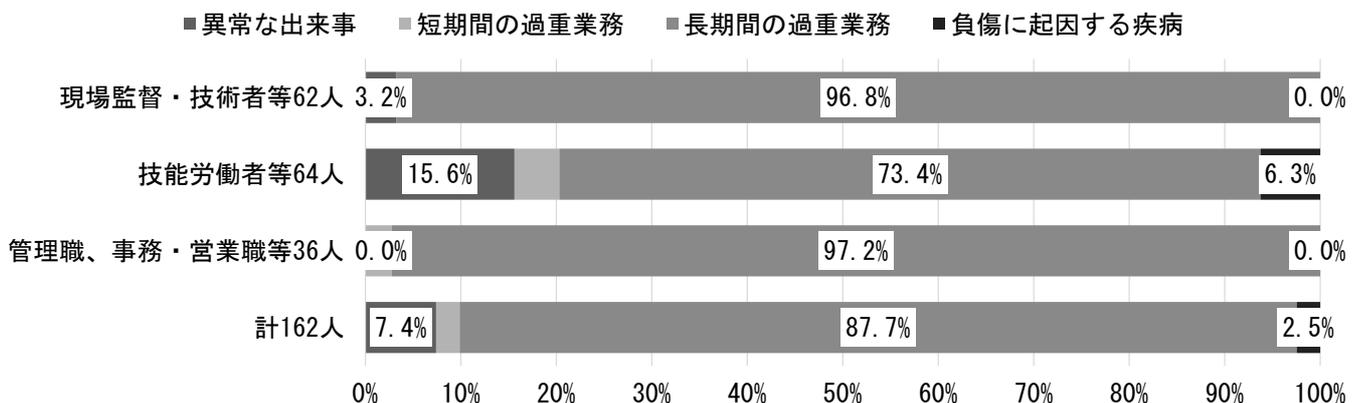


出所：図表11に同じ。

3. 建設業における過労死等の特徴

- どの職種（働き方）も、「長期間の過重業務」が労災認定要因
- 「技能労働者等」は「異常な出来事」が15.6%

図表17 脳・心臓疾患の労災認定要因

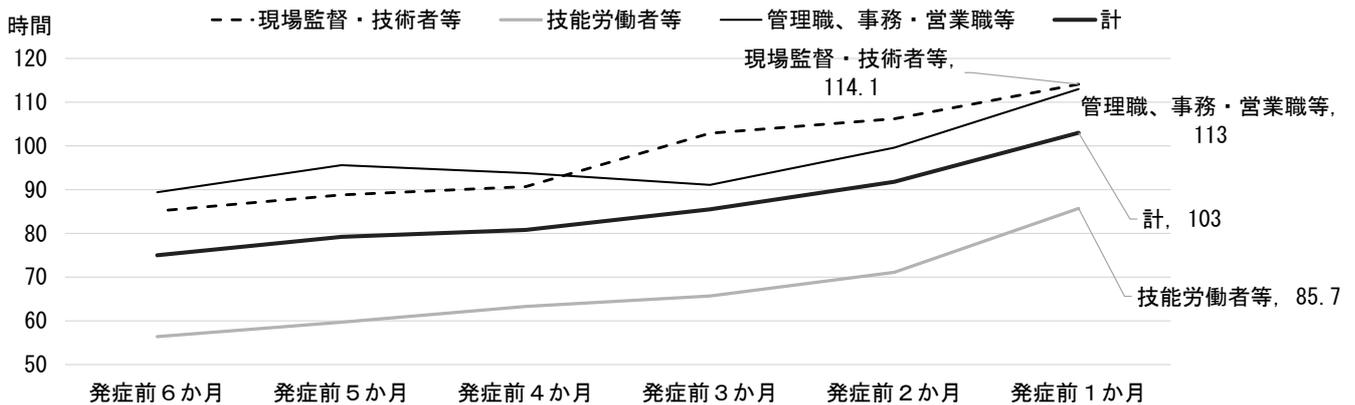


出所：図表11に同じ。

3. 建設業における過労死等の特徴

- いずれも6か月前から発症まで時間外労働時間数が増加して推移
- 「現場監督・技術者等」、「管理職、事務・営業職」の時間外労働時間数が多い

図表18 脳・心臓疾患の事案における発症6か月前の時間外労働時間数

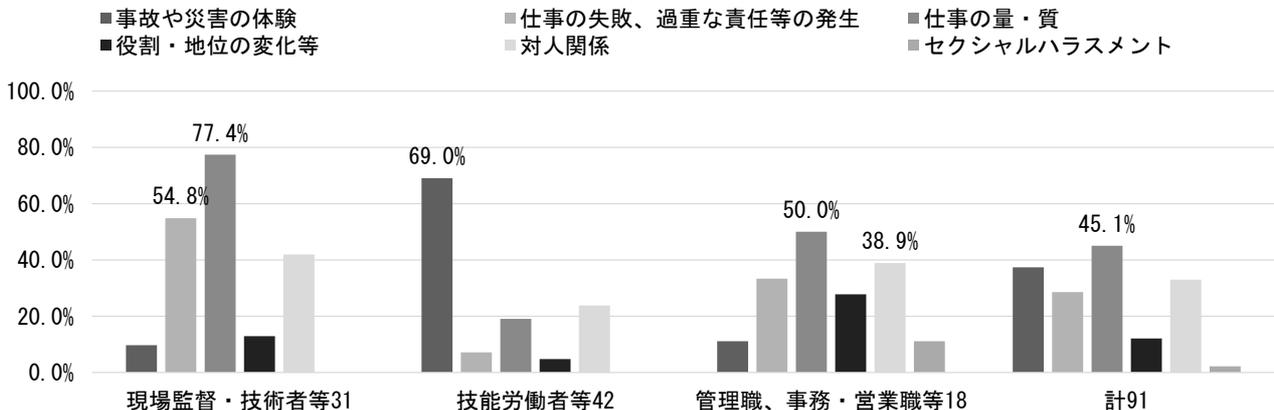


出所：図表11に同じ。

3. 建設業における過労死等の特徴

- 「現場監督など」、「管理職など」は「仕事の量・質」が多い
- 「技能労働者等」は「事故や災害の体験」が多い

図表19 心理的負担による精神障害の事案における出来事



注：複数の出来事が重複することがあるため、事案数を分母として集計。
出所：図表11に同じ。

4. 建設業における過労死等の事例

- 川人博先生の論稿から（川人博「建設業界における過労死の実態と過重労働改善のために」『建設政策』212号、2023年11月）
 - 川人先生が担当された4つの事例から特徴と教訓
 - うち2事例を紹介
 - ①新国立競技場地盤改良工事 現場監督者事件（2017年）
 - ②建設会社若手現場監督事件（2017年）
- 労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成30年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」から
 - 労災認定事案の典型事例と労災認定事案の問題点及び対策から

23

4. 建設業における過労死等の事例

- ①新国立競技場地盤改良工事 現場監督者事件（2017年）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年大学卒業後、都内の建設会社に就職 ・施工管理業務に従事→2016年12月中旬から新国立競技場の地盤改良工事の施工管理業務に従事 ・極度の長時間労働・深夜労働・徹夜労働等の過重業務 ・業務上のストレス→精神障害を発病 ・2017年3月2日に失踪→4月15日、長野県でご遺体で発見 ・3月2日に自殺と判断、死亡時23歳
自筆遺書	「突然このような形をとってしまい、もうしわけございません。身も心も限界な私は、このような結果しか思い浮かびませんでした。・・・家族、友人、会社の方、本当にすみませんでした。このような結果しか思い浮かばなかった私をどうかお許しください。すみません」
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・施工開始が大幅に遅れ ・五輪開催にまにあわせなければならない重圧 ・作業日程は極めて厳しいもの
長時間労働の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月前に211時間56分、2か月前に143時間32分の時間外労働 ・1か月前の勤務日24日間のうち、22時より早い日は5日→深夜労働が常態化 ・徹夜もしばしば。1か月前だけでも3回 ・車通勤をやめ電車通勤 ・4時半起床、帰宅は0時半～1時頃

24

4. 建設業における過労死等の事例

②建設会社若手現場監督事件（2017年）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年に大学卒業し、就職。 ・研修後、関東各地で土木工事の監督業務に従事 ・長時間労働・深夜労働の過重業務、業務上のストレス等を原因として精神障害を発病（推定） ・2017年11月、会社の寮内で自殺。死亡時30歳。 ・2018年労災認定
仕事の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・被災前1年間に関東各地の9つの現場で土木現場管理 ・着工前：検討会資料作成、現場打合せ、計画書・安全関係書類作成、利益率も含んだ予算作成 ・着工後：材料・機械の手配、現場管理者真撮影、自ら掃除や作業の手伝いも。工法の説明資料を作成することも。 ・完成後：報告書類や竣工書類の作成 ・月末には月ごとの工事日報作成、月利益算定の実施、下請への支払いのための書類作成・提出 ・各現場に同社の現場監督は1人のみ。 ・現場監督でありながら、予算計画立案、資機材の手配、利益率の計算や管理も含めた業務 ・報告書作成も含めて、通常の現場監督よりも業務量が多かった ・同時に2～3つの現場を担当することも
長時間労働の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働：発病前1か月202時間21分、2か月前210時間29分、3か月前107時間9分、4か月前127時間5分、5か月前175時間48分、6か月前109時間42分（川人先生らによる各種電磁的記録等による計算） ・労基署も発病前3か月間について、いずれも100時間を超える時間外労働を認定 ・休日は直近1か月で2日、2か月で1日→休日労働が常態化 ・13日間、14日間の連続勤務も ・6時頃自宅を出発し、23時頃帰宅としても→5時間程度しか睡眠取れず

25

4. 建設業における過労死等の事例

- ・労災認定事案の典型事例（脳・心臓疾患）
- ・長時間（負荷要因）の過重業務事例

職種	事例	疾患等
現場監督、技術者等	30歳代男性。工事現場監督。道路工事の受注、見積もり、施工、現場監督、協力会社への技術指導等の業務に従事していた。加えて、 営業所全体の利益管理のとりまとめ業務や新規採用者の教育係も していた。発症前1か月は100時間を超える時間外労働時間があり、発症前2か月ないし6か月にわたって1か月当たり平均して80時間以上の時間外労働時間であった。死亡前概ね1週間においては出張の多い業務であり、労働時間が深夜に及ぶこともあった。所定休日は完全週休2日制であった。	脳内出血（死亡）
技能労働者等	50歳代男性。内装工。建設現場では主にマンションのボード貼りを行っており各建設現場を転々としていた。現場へは職長として入ることが多く同僚の送迎も行っていた。発症前6～4か月間の1か月あたりの平均時間外労働時間数が80時間を超えていた。 1日の労働時間は長時間に及ばないものの、休日の取得がほぼ出来ない状況 であった。また、現場監督から職長の立場として責められ精神的緊張を伴うこともあった。さらに、現場での作業は気温による負荷があり、発症の3年ほど前から医師に指摘されていた高血圧の悪化と共にその最終帰結でもある臓器障害（脳出血など）と関連した可能性も考えられた。所定休日は日曜日と祝祭日であった。	脳内出血（生存）
管理職、事務・営業職等	60歳代男性。営業。顧客や元請工務店との打ち合わせ、現場の調査、採寸、図面からの数量計算、材料の発注、職人の手配、見積書や請求書の作成、工事終了後のチェック、顧客からの集金等を行っていた。発症前の6か月間の時間外労働について1か月あたり80時間を超えており、発症前2か月ないし6か月間の平均時間外労働時間数は120時間を超えていた。現場での作業を開始する前に職人との打ち合わせを行うため所定の始業時間よりも早い時間に就労しており、現場の施工管理者として工期の迫った現場の最終確認等を行うため残業が多くなっていた。拘束時間の長い勤務であり、出張の多い業務であった。所定休日は日曜・祝祭日・隔週土曜であった。	脳内出血（生存）

26

4. 建設業における過労死等の事例

● 労災認定事案の典型事例（精神障害）

職種	出来事	事例
現場監督、技術者等	<ul style="list-style-type: none"> ・極度の長時間労働 ・恒常的な長時間労働 ・会社で起きた事故、事件について責任を問われた ・仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった 	30歳男性。電力会社が発注した保安通信光敷設工事の現場代理人をしていたが、深夜時間帯の工事立会い業務が増加し、他の電波障害対策工事も担当することになった。このため、仕事量が著しく増加し、1か月あたり180時間近い時間外労働を行っていた。特に、深夜帯の工事では、午後9～10時頃まで通常の残業を行い、深夜0時から午前3～4時頃まで作業を行い、午前5時頃帰宅して仮眠を取った後、午前8時30分から通常勤務に出ていた。知り合いに「仕事がつらくずっと死ぬことを考えている」、「明日はほぼ哲也で仕事。昨日も3時間しか寝てない」、「ノイローゼ気味」などのメールがあった。会社に出勤しなかったため上司が自宅アパートを訪ねたところ、自殺しているのを発見。
技能労働者等	<ul style="list-style-type: none"> ・悲惨な事故や災害の体験、目撃をした ・会社で起きた事故、事件について責任を問われた 	50歳代男性。病院の託児施設新設工事現場の内装工。被災者が保育園の床タイル塗り作業を行っていた際に、隣室のトイレで床の立ち上げ作業を行っていた職人が使用していたガストーチの火が、被災者が作業していたコルクタイルの接着剤に引火した。他の者が火災現場から退避する中、被災者は炎の海の中で1人で消化作業を行った。その後、警察、消防には知らせずに内密に処理しようと言われ、下請会社では被災者だけが報告と謝罪を行った。このような状況の下で、約2週間後には脳幹部出血を発症し、緊急搬送された後入院加療となった。転医後のリハビリの中でフラッシュバックなどの症状が出現したため、病院を受診した。
管理職、事務・営業職等	<ul style="list-style-type: none"> ・上司とのトラブルがあった ・2週間以上にわたって連続勤務を行った 	40歳代男性。事務職。トンネル工事現場で施工写真の撮り忘れについて上司である現場代理人から指導や叱責を受けるようになった。写真の撮り忘れなどのミスが続いたことから、その指導や叱責は厳しくなっていた。更にミスが続いたため、上司に言われて休日出勤し、施工写真の撮り直し作業をした。しかし、作業がほとんど進んでいなかったために、上司の怒りが頂点に達して胸ぐらを掴み「上司のために仕事はしなくていいが家族のために仕事をしろ」と強く叱責された。翌日、机の上にノートが置かれており、「今までありがとうございます」と書かれていた。両手首に土嚢を針金で巻いて港に飛び込み自殺。なお、13日連続出勤（2回）や発病後2か月間には90～120時間の時間外労働が認められた。

27

5. 建設業における過労死等の要因について

● 労災認定事案の問題点及び対策（労働災害関連）

問題点（背景要因）	対策（予防策）
技能労働者等では高温・寒冷などの劣悪な作業環境下で、作業に従事しなければならない作業環境の負荷が他の職種と比べて多かった。	<p>現在提案されている長時間労働対策とともに、次の対策が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 抜本的な労働災害防止対策の実施 2) 作業環境の抜本的改善
技能労働者等では事故や災害の体験や目撃などによって心理的外傷後ストレス障害（PTSD）に至ることが多かった。	<p>以上によって事故や災害の未然防止の徹底と若手労働者の確保と育成</p>

注：負荷要因・出来事、主な事例、疾患、生死などを除いて記載。

28

5. 建設業における過労死等の要因について

- 労災認定事案の問題点及び対策（発注者や元請け側からの無理な業務の要請）

問題点（背景要因）	対策（予防策）
1) 無理な納期 2) 急な仕様変更 3) 資金の手当てのない無理な業務依頼 4) 発注者、施主、役所等への書類提出 5) 地域住民への説明 6) 関連業者との打ち合わせ 7) 元請けからのミスやトラブルの追及	現在提案されている長時間労働対策とともに、次の対策が必要である。 1) 店社レベルでの左記問題点に対する抜本的対策の実施 2) 店社レベルでの労働時間の適性把握 3) ICTの活用等によって現場監督等や技術労働者等の負担軽減

注：負荷要因・出来事、主な事例、疾患、生死などを除いて記載。

29

5. 建設業における過労死等の要因について

- 労災認定事案の問題点及び対策（対人関係関連）

問題点（背景要因）	対策（予防策）
1) 職場での嫌がらせやいじめ 2) 暴言・暴行 3) 上司による強い指導と叱責 4) 上司や同僚とのトラブル	現在提案されている長時間労働対策とともに、次の対策が必要である。 1) ハラスメント専門家による職場の実態把握 2) ハラスメント研修の実施 3) 労働相談窓口の設置と情報提供 以上では事業場のトップが職場の実態を把握し、改善を図ることが何よりも重要である。

注：負荷要因・出来事、主な事例、疾患、生死などを除いて記載。

30

5. 建設業における過労死等の要因について

- 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ

「令和4年度 過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究 重点業種の事業場ヒアリング調査（建設業・IT産業）報告書」から

＜調査について＞

- 令和3年度の事業場調査…大綱に示された重点業種のうち、建設業、IT産業について分析

→傾向や特徴が示されたが背景や個別の事業場の対策が解明できなかった

- ヒアリング調査を通じて、業界の背景や個別事業場の取り組み、対応策など、詳細の把握を試みた

- 以下、①所定外労働時間の発生理由、②無理のある納期と無理のある業務依頼の発生と発生理由 について調査結果から概観

31

5. 建設業における過労死等の要因について

- 1. 所定外労働時間の発生理由

(1) 仕事の繁閑の差と所定外労働時間の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の納期が強い影響力 ・官公庁現場が多い→年度末に工事が集中 ・賃貸マンションが多い→ビジネスチャンスとなる、2、3月、または8、9月に集中 ・大手ゼネコンの下請け→3月期決算の企業が多く、年度末に集中 ・繁忙期が発注者の都合に左右。事業場でコントロールできない。
(2) 長時間労働を行わないとできない仕事の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・現場監督→帰社してからの事務作業が多い ・施工管理業務は作業終了時間後に行う作業工程が多い ・管理業務の性質上、改善の難しさ ・気候に影響を受ける
(3) 人員不足の発生理由	<ul style="list-style-type: none"> ・募集しても応募がない、若年層に人気がない ・定着率が低い ・技術・技能の育成に時間がかかる
(4) 業務過多の発生理由	<ul style="list-style-type: none"> ・薄利多売構造がある ・工期内で完結→業務量の増加が避けられない

32

5. 建設業における過労死等の要因について

- 2. 無理のある納期と無理のある業務依頼の発生と発生理由

• 官公庁→年度予算（年度末工期）
• 補助金活用ケース→建物の施工期限が必ず設けられている
• 賃貸マンション→年度末など人事異動の時期に商機
• ゼネコンなどの業界内部が元請→発注者から工期厳守要請→外的要因等で工程が遅れるとしわ寄せが
• 下請になればなるほど、工期、工事代金ともに厳しくなる

33

建設業における過労死等の特徴と要因

- 休日や就業規則、賃金規程などは、「現場監督・技術者等」、「管理職、事務・営業職等」では相対的に整備されているが、「技能労働者等」は整備が不十分
- 被災の主な要因は、「長期間の過重業務」（長時間労働）だが、「技能労働者等」は「異常な出来事」も一定割合を占める（労災事故や災害体験）。加えて暴言・暴行、いやがらせなど、対人関係も要因。
- 過重業務を引き起こしている要因は、無理な工期設定（受注）、集中する工期、発注者への対応（仕様の変更等）、膨大な書類作成、トラブル対応など、担わされている業務が多種多様で、かなり多いことにある。
- 改善に向けた課題は、適正な工期、繁閑差の解消、公正取引、書類簡素化、処遇改善など多岐にわたる

34

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

● 長時間労働の主な要因

①短工期：必ずしも十分でない工期の中での業務集中

→公共事業の場合、原則、単年度予算であることから、年度末（3月）が施工期限となる。大型案件ほど、発注が遅れる（4月の発注になりにくい）。

→民間工事でも、4月から入居するマンション建設や大きな市場シェアを占める大手元請企業の多くが3月期決算であることによる、3月末工期が多い。

→工事内容によっては、天候に左右されるため、工期・工程に影響が出る

35

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

● 長時間労働の主な要因

②書類作成業務

現場監理に従事する現場監督などの場合には、現場での作業に加えて、多種多様な書類作成業務が発生

→行政等への提出書類に加えて、事業者内部の資料作成も必要（作業日報など）

工事関係図書等一覧表

契約時	工事請負契約書、現場説明書、特記仕様書、図面など
契約直後	現場代理人等通知書、請負代金内訳書、工程表、請求書（前払金）、建設業退職金共済制度の掛金収納書など
工事開始時	施工管理技術者通知書、技能士通知書、緊急連絡体制、施工体制報告書（施工体制台帳、施工体系図）、下請負者通知書、総合施工計画書、施工図・機器承諾図など
工事中	現場代理人等変更通知書、中間前金保証証書、工期延期届、実施工程表、週間・月間工程表、工事打合せ書、確認・立会い請求書、施工報告書、工事写真、休日・夜間作業届、産業廃棄物管理表、石綿含有建材使用箇所等の事前調査など
契約変更時	変更見積書、変更工程表、変更届など
完成時	完成通知書、完成代金請求書、引渡書、完成図、完成写真など

注：行政への関係資料から一部抜粋。契約や変更に応じて作成するため、全てを提出するわけではない。
出所：中部地方整備局HP「工事関係図書等一覧表」2023版(20240228)

36

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- 長時間労働の主な要因

③施工体制が複雑なことによる現場管理の煩雑さ（業種・職種が多い）

→建設工事、特に建築工事の場合、

基礎（杭、掘削）→躯体（地下、地上）→外装→内装→外構

と工程が多く、それぞれの工程に多くの業種が存在→工程ごとに管理

多数の業種→重層下請構造

土木一式工事	管工事	塗装工事	建具工事
建築一式工事	タイル・れんが・ブロック工事	防水工事	水道施設工事
大工工事	鋼構造物工事	内装仕上工事	消防施設工事
左官工事	鉄筋工事	機械器具設置工事	清掃施設工事
とび・土工・コンクリート工事	ほ装工事	熱絶縁工事	解体工事
石工事	しゅんせつ工事	電気通信工事	消防施設工事
屋根工事	板金工事	造園工事	清掃施設工事
電気工事	ガラス工事	さく井工事	解体工事

37

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

設計労務単価が定められている職種

特殊作業員	鉄骨工	トンネル世話役	山林砂防工	サッシ工
普通作業員	塗装工	橋りょう特殊工	軌道工	屋根ふき工
軽作業員	溶接工	橋りょう塗装工	型わく工	内装工
造園工	運転手（特殊）	橋りょう世話役	大工	ガラス工
法面工	運転手（一般）	土木一般世話役	左官	建具工
とび工	潜かん工	高級船員	配管工	ダクト工
石工	潜かん世話役	普通船員	はつり工	保温工
ブロック工	さく岩工	潜水士	防水工	設備機械工
電工	トンネル特殊工	潜水連絡員	板金工	交通誘導警備員A
鉄筋工	トンネル作業員	潜水送気員	タイル工	交通誘導警備員B

38

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- 長時間労働の発生要因は、期末が集中する工期設定、作成書類が多い、現場での工程管理が煩雑であるなど、業務量が多く、かつ一時期に集中してしまうことにある
- 長時間労働を解決するためには、以下のような方策が必要
 - (1) 適正な工期設定、発注時期の平準化
 - (2) 書類の簡素化等、負担軽減策
 - (3) 重層下請構造の改善
 - (4) 適正取引の推進、人手不足の解消など

39

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

(1)-1 適正な工期設定

- 「工期に関する基準」（2020年7月作成、2024年3月見直し）
＜基準作成の背景＞
- 2024年4月から、建設業にも時間外労働規制が適用
- 短工期による請負契約による長時間労働等が発生
- 受発注者間、元下間で未決定事項の調整、工事の追加変更などによる工期遅れが散見
- → 契約変更による工期延長が望ましいが、残業、休日出勤による対応も
- 第3次担い手3法改正・・・中央建設業審議会でも工期に関する基準作成、実施勧告できる

40

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

(1)-1 適正な工期設定～「工期に関する基準」から

<建設工事の特徴>

①多様な関係者の関与

- 元下間でも適正工期が確保されるよう全工程を通して適切に設定

②一品受注生産

- 発注者から、一品ごとに受注して生産。工事ごとに工程が異なる。天候や施工条件によって施工方法が影響を受ける。

③工期とコストの密接な関係

- 品質・工期・コストは密接に関係。ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性も考慮

41

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

(1)-1 適正な工期設定～「工期に関する基準」から

<適用範囲>

- 対象は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下請負人を含む）を含む、あらゆる建設工事が対象
- 本基準における工期とは、建設工事の着工から竣工までの期間



42

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

(1)-1 適正な工期設定～「工期に関する基準」から

＜工期全般にわたって考慮すべき事項＞

- ①自然要因（雨、雪、猛暑日、多雪地域における冬期休止など）
- ②休日・法定外労働時間（週休2日定着には建設業界一丸となった意識改革が必要。且給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意）
- ③イベント（年末年始、夏季休暇、GWなど）
- ④制約条件（鉄道近接、航空制限、振動、騒音、粉塵など）
- ⑤契約方式（受注者が施工前に工期設定に関与、分離発注〔後工程へのしわ寄せ〕）
- ⑥関係者との調整（電力・ガス事業者など占用企業者等との協議調整）
- ⑦行政への申請
- ⑧労働・安全衛生（関係法令遵守、労働者の安全を確保するための十分な工期設定、社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保など）
- ⑨工期変更

43

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- (1)-2発注時期の平準化

公共工事…大きな繁閑差

→人材や機材の効率的な活用等に支障

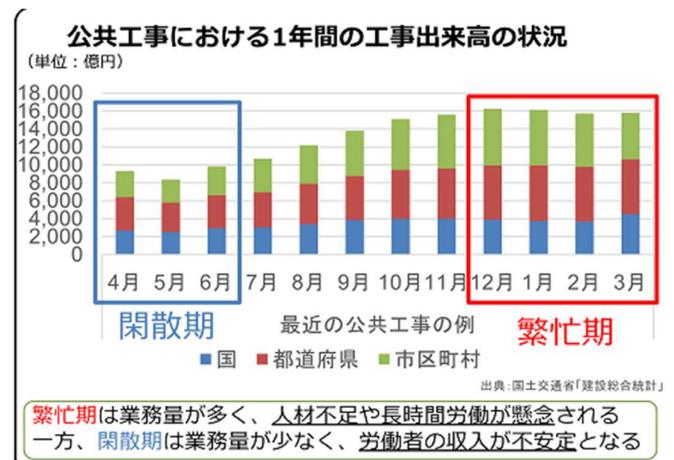
- 2019年担い手3法の改正（2度目）

→施工時期の平準化を発注者の責務と規定

債務負担行為や繰越明許費の活用等

※債務負担行為…次年度以降の支出が見込まれる場合に、将来の債務負担を約束することを決めておくもの

繰越明許費…年度内に支出が終わらないものについて翌年度に繰り越して使用する経費



6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- (2) 書類の簡素化～書類の簡素化、スリム化の例

関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド（ver. 3.0）」令和6年3月

- 書類の電子化と情報共有システムの活用
- 受注者が作成すべき書類、発注者が作成すべき書類の明確化、役割分担を徹底
- 施工体制台帳、添付書類の提出は必要最小限とするなど

→構造物の品質確保や従事者の労働安全衛生などの観点から、確認が不可欠な書類もある

45

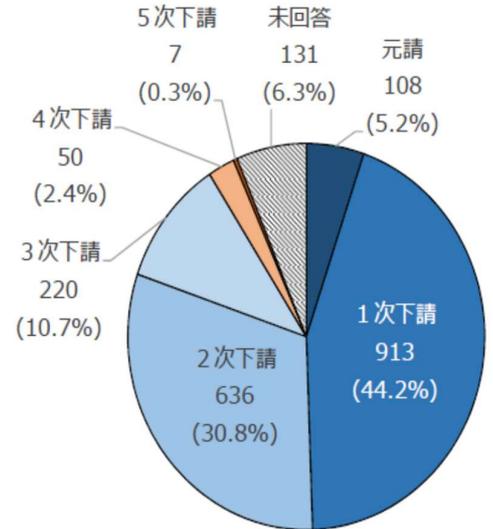
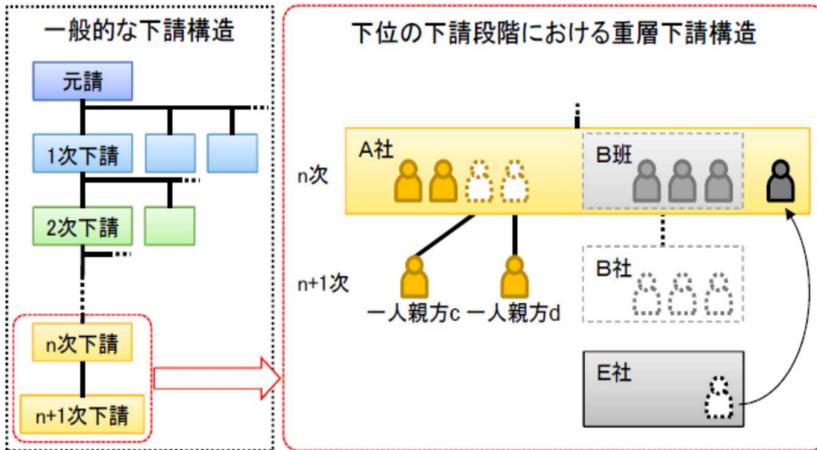
6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- (3) 重層下請構造の改善
- 建設業の重層下請構造
- 建設業では、工事全体の総合的な管理監督機能を担う元請のもと、中間的な施工管理や労務の提供その他の直接施工機能を担う1次下請、2次下請、さらにそれ以下の回数の下請企業から形成される重層下請構造が存在
- 重層下請構造は、個々の企業において、工事内容の高度化等による専門化・分業化、必要な機器や工法が多様化への対応等のため、ある程度は必然的・合理的な側面があるとされる一方、重層的な施工体制では、施工に関する役割や責任の所在が不明確になること、品質や安全性の低下等、様々な影響や弊害が指摘されている

46

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- (3) 重層下請構造の改善～重層下請構造の実態
→近年、改善されてきている



出所：「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会第5回検討会資料」2022年11月。

47

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- (3) 重層下請構造の改善
- 下請発注の理由
 - 自社に当該工種を施工する労働者を雇用していないため
→元請に多い理由
 - 工事の専門性が高いため
→元請、1次下請に多い理由
 - 自社の労働者が不足しているため
→1次、2次、3次下請に多い

出所：「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会第5回検討会資料」2022年11月。

48

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- (3) 重層下請構造の改善
- 重層下請構造の課題
 - 下請の重層化が施工管理や品質面に及ぼす影響
 - 役割や責任の所在が不明確になる
 - 下請の対価の減少や労務費へのしわ寄せ
 - 下位の下請ほど低単価、法定福利費の確保にも影響
 - 施工管理を行わない下請企業の介在
 - 資材等の販売を行う代理店等
 - 下位の下請段階に見られる労務提供を行う下請の重層化
 - 技能労働者を雇用から請負へと外部化

49

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- (3) 重層下請構造の改善
- 重層下請構造の改善に向けた取り組み
 - 国交省
 - ・ 施工力のある企業を中心とした施工体制を確立
 - 専門工事業者が中核的な技能労働者を雇用しやすい環境整備
 - ・ 実質的に施工に携わらない下請企業の排除
 - 一括下請負禁止の徹底
 - ・ 施工体制台帳と施工体系図の作成
 - 元請企業は、施工体制の的確な把握によって、建設工事全体の適正施工に努める必要

50

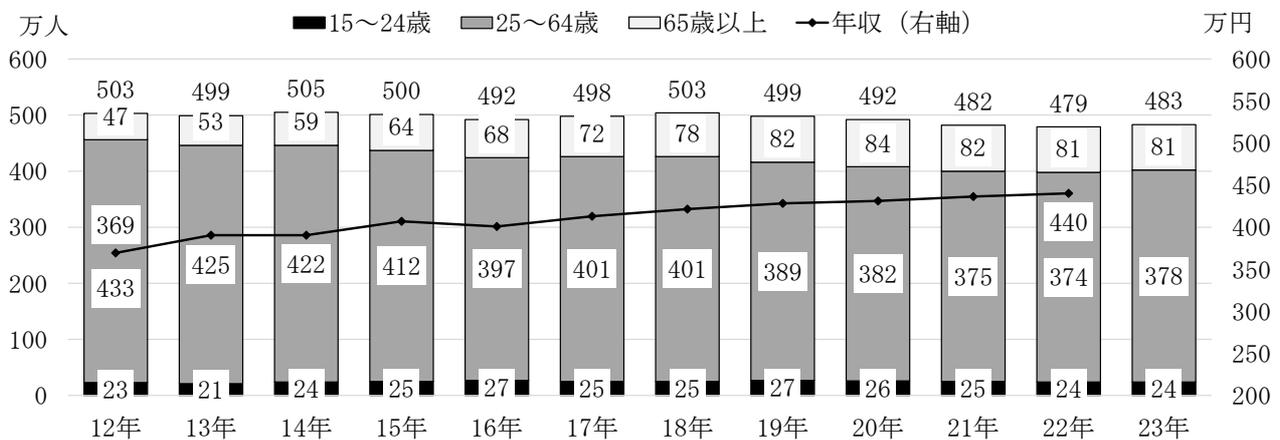
6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- (3) 重層下請構造の改善
 - 重層下請構造の改善に向けた取り組み
- 日本建設業連合会（日建連）
- 2009年『建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言』
→重層下請構造の是正（原則3次以内）
 - 2015年「施工体制における法令違反の是正～重層下請構造の改善に向けて～」（リーフレット）
 - 2017年「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」
→行き過ぎた重層下請け構造を改善（可能な分野で原則二次まで）する

51

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- (4) 適正取引の推進、人手不足の解消
- 人手不足の実態～就業者数の推移

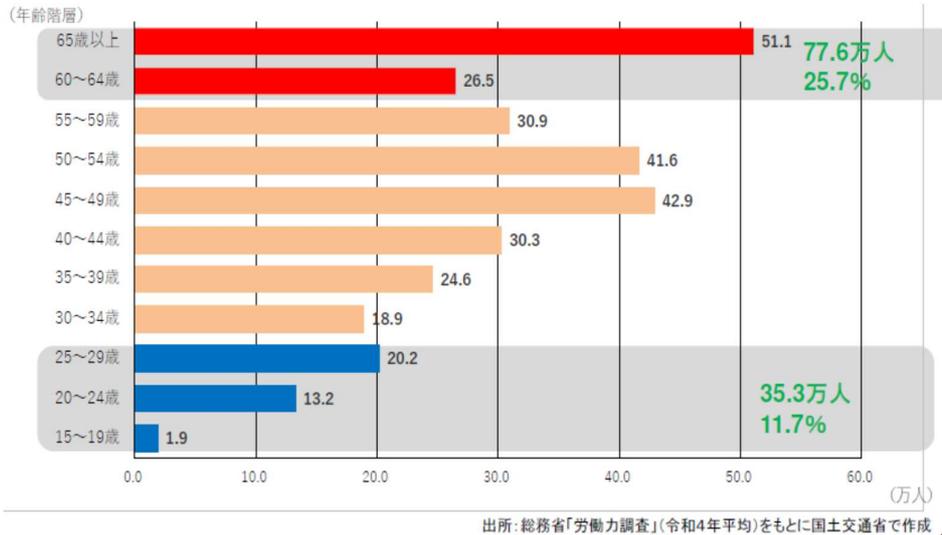


出所：建設業就業者数は総務省「労働力調査」、年収は厚生労働省「賃金構造基本統計調査」建設業、10～99人規模。

52

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- 手不足の実態～年齢階層別の技能労働者数



出所：関東地方整備局建政部建設産業第一課「建設業の働き方改革の推進」令和5年6月

53

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- 人手不足の発生
- 東日本大震災からの復旧事業を契機として、長年、減少が続いてきた建設投資が増加に転じる
- 公共工事の不調・不落多発、民間工事でも受注者不在などが課題に
- 建設産業政策は、中小業者淘汰、従事者削減策から担い手確保策に転換
- 担い手確保に向けては、3度におたる「担い手3法」※の改正や社会保険等への適正加入促進、週休2日を実現するための各種施策、建設キャリアアップシステムの構築など、様々な施策を展開

※担い手3法…品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）、建設業法、入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

54

7. 建設産業の長時間労働発生要因（仮）

人手不足解決に向けた諸課題

- 育成に時間
- 定着しない（過重労働、勤務場所が現場→事務所ではなく、各地を移動）
- 少ない休日、長時間労働
- 低賃金
- 低い請負金額、適正単価の確保が難しいなど

→以下、2024年6月に改正された「第三次担い手3法」の概要確認

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

		第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像	
		インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化 を目的に、 担い手3法を改正	
		議員立法 公共工物品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用（変更契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
	生産性 向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入） 	（参考） ◇公共工物品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 	

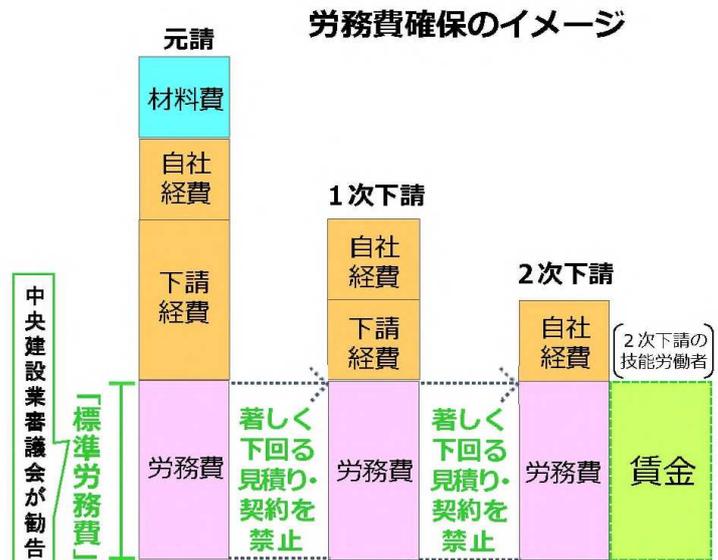
6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- 処遇改善の推進

→ 労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
 → 能力に応じた適切な処遇の確保
 → 適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止

- 適正な労務費等の確保と行き渡りが課題

- 中央建設業審議会が標準労務費を勧告し、著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止



57

6. 建設産業の長時間労働発生要因の解決に向けて

- (4) 適正取引の推進、人手不足の解消

建設業の働き方改革～週休2日関連

- 適正な工期設定（週休2日を踏まえて）

- 直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大。

- 国交省直轄工事では令和5年度には原則として全ての工事が発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

- 地方公共団体にも取り組みを促す

- 民間工事でも適正な工期設定、週休2日を働きかけ。実態調査。

など

58

長時間労働の解消に向けて～まとめ

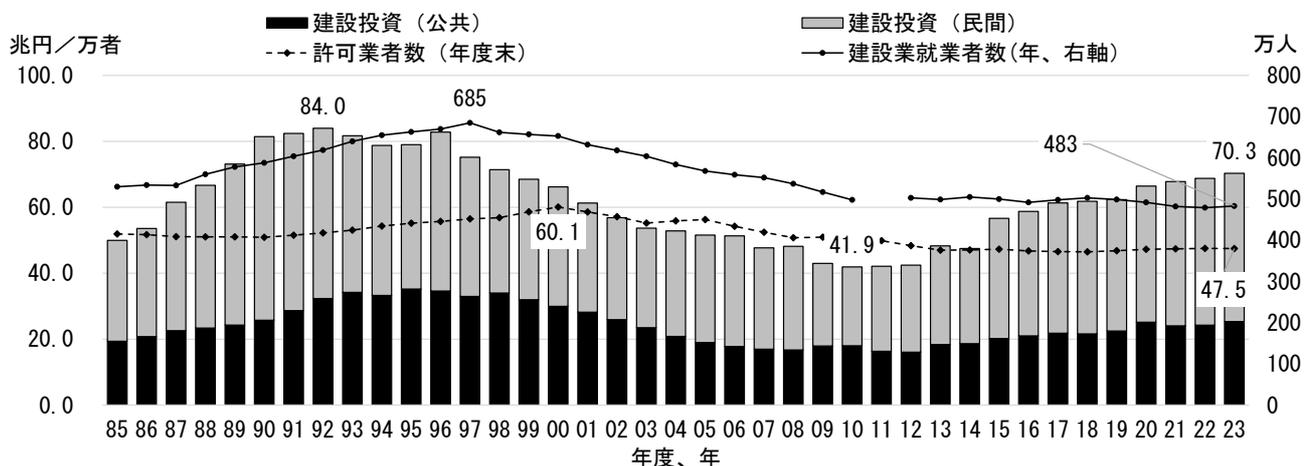
- 適正な工期での受発注（工事の平準化）
 - 業務量を減らすための書類等の削減
 - 重層下請構造の解消と適正な就業形態の確保
 - 長時間労働の根本要因の一つとなっている人手不足については、
 - 処遇改善とそのため適正な取引
 - 休日増（工期とも関連）
 - 育成（キャリアパスの明確化と育成システム）
- などが必要

59

（参考）建設産業をめぐる情勢

- 13年以降、建設投資が増加して推移も業者数、就業者数は増加せず

図表20 建設投資、許可業者数、就業者数の推移

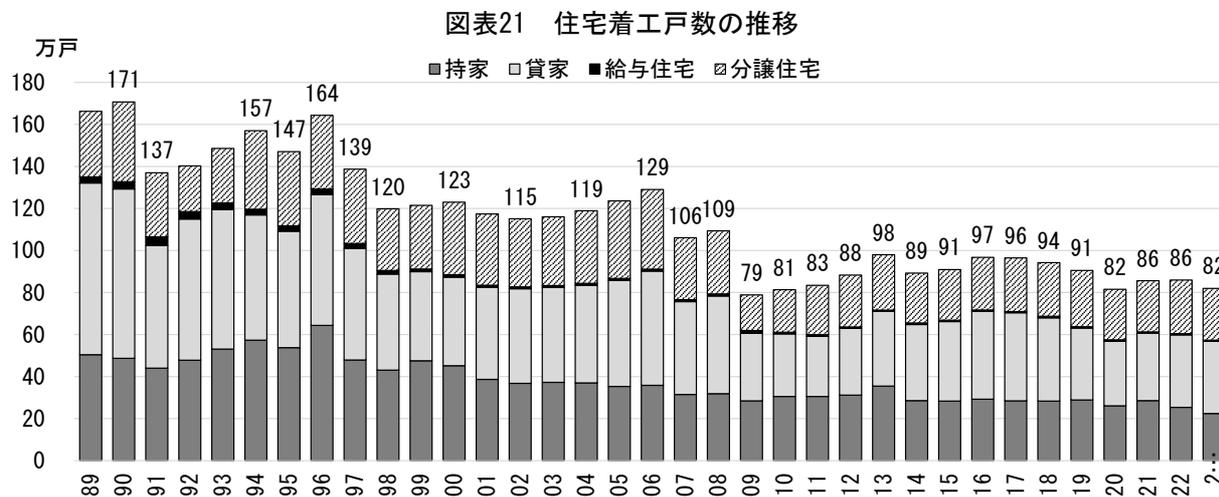


出所：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」。

60

(参考) 建設産業をめぐる情勢

- 住宅着工戸数は長期的に減少傾向が続く



出所：国土交通省「住宅着工統計」。